

## 広報さんだ「みんなのひろば」掲載基準

### 1 趣旨

この基準は、人・地域・まちをつなぐ「協働広報」を目指し、協働パートナーとなる市民の活動情報を掲載するために設置する「広報さんだ「みんなのひろば」」（以下「みんなのひろば」という。）について、限られた誌面を効率的に活用し、公共性及び公平性の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

### 2 対象となる団体

三田市内で活動する市民活動団体・グループ

### 3 掲載内容

「みんなのひろば」に掲載する情報は、市民活動団体・グループが開催するイベントや講座などのお知らせ・参加者の募集とする。なお、掲載件数の上限は一月あたり5件とするが、誌面の都合で掲載件数が変動する場合がある。

### 4 掲載対象外となる活動等

次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、「みんなのひろば」への掲載を行わないものとする。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 団体の構成員相互の連絡のためのもの
- (3) 参加者募集の対象が特定の地域などに限定されているもの
- (4) スタッフ・会員募集に関するもの
- (5) 政治（政党・政治団体・選挙）・宗教・思想に関する活動
- (6) 暴力団またはその構成員の統制下にある団体の活動
- (7) 公序良俗に反するおそれのある活動
- (8) その他、広報担当課長が不相当と認めたもの

### 5 掲載の申し込み

「みんなのひろば」への掲載を希望する団体・グループは、三田市ホームページから広報担当課に申し込まなければならない。なお、申し込みにあたり次のとおり定める。

- (1) 申し込み期間は、広報さんだの発行日の2月前の初日から同月の15日までとする。
- (2) 申し込みできるのは、1団体・グループあたり月1回までとする。
- (3) 1月から12月までの間において、申し込みできるのは1団体・グループあたり2回までとする。

- (4) 申し込み団体等が広報担当課の指定する期限までに、校正にかかる報告を行わない場合は掲載をしないこととする。
- (5) 本基準を満たさない内容を不正に申し込みした場合、不正が発覚した月から起算して3年間は申し込みできない。

## 6 その他

この基準に定めるもののほか、「みんなのひろば」の掲載に関し必要な事項は、広報担当課長が定める。

### 付則

この基準は、令和2年10月26日から施行し、令和3年1月1日発行の広報さんだ「みんなのひろば」にかかる掲載から適用する。

### 付則

この基準は、令和3年3月1日から施行し、令和3年5月1日発行の広報さんだ「みんなのひろば」にかかる掲載から適用する。